

## 小農森林ワーカーズ「チームひかり」クラブの規約

### 第1条（名称）

本クラブは小農森林ワーカーズ「チームひかり」クラブと称する

### 第2条（目的）

本クラブは、労働者協同組合ワーカーズコープ山口の社会連帯活動で取り組んできた「みんなでつくってみんなで食べる田んぼ」活動を継承し、会員相互の親睦を深め、「自産自消」を中心とした持続可能な農業の実現化及び地域社会との協同・連帯関係の構築を目的とする

### 第3条（趣旨）

「みんなでつくってみんなで食べる田んぼ」では、肉体労働・人海戦術・現物経済の「自産自消」に挑戦してきた。収穫物は関わったすべての人々に分配され、もちつき大会では地域の子どもたちや高齢者に参加してもらい「地産地消」を味わって頂いた。この取組みは単に自分たちの食べるものを自分たちだけで作ろうというだけではなく、この地域の里地里山を健全に維持し、地域の自給農業を地域の人たちと一緒に再生していくこうとする食農環境ニューフロンティア・プロジェクトの一環である。それと同時に、地域の暮らしを支える地域コミュニティの維持・発展のため、ケアや福祉を中心とする社会的活動として、コミュニティ性を強めるための協同労働で活動していく。

### 第4条（所在地）

本クラブの事務局は労働者協同組合ワーカーズコープ山口本部に置く

### 第5条（活動内容）

#### 「自産自消」の推進

1. 「苗づくり」への参加
2. 「田植え」への参加
3. 「草刈り」への参加
4. 「稲刈り」への参加
5. 「もちつき大会」への参加
6. その他の農作業への参加
7. 活動後の会員交流会への参加
8. その他、目的達成に必要な活動（ボランティア活動含む）

## 第6条（分配）

子ども食堂や地域食堂などの支援、地主への謝礼後、会員同士の話し合いによって配分される（活動内容・収穫量などを考慮）

## 第7条（会員）

1. 本クラブの目的に賛同し、所定の手続きを経た者を会員とする
2. 会員は本規約を厳守し、活動に積極的に参加するものとする

## 第8条（会費）

1. 個人会員は月額500円とし、月毎に納入する
2. 団体会員は年額10,000円とし、毎年4月に納入する
3. 納入された会費は原則として、返金されない
4. 会費は活動費・備品購入・運営費・交流会等に充てる

## 第9条（役員・事務局）

1. 本クラブに次の役員を置く
  - 会長 1名
  - 事務局長 1名
  - 監事 1名
2. 役員は会員の互選により選出し、任期を1年とする
3. 事務局はワーカーズコープ山口本部内に設置し、事務員を配置する

## 第10条（総会）

1. 定期総会を年1回開催し、活動報告・会計報告・役員改選を行う
2. 必要に応じて臨時総会を開催できる

## 第11条（会計）

1. 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする
2. 会計報告は総会で承認を得る

## 第12条（規約の改正）

本規約の改正は、総会において出席会員の過半数の同意をもって行う

## 附則

本規約は、令和8年4月1日より施行する